

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切にし、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、新たなビジョンとして「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンクライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」を策定し、株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。

これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、また、社外取締役の比率を高めることで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的としたものです。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

組織形態	監査等委員会設置会社
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した、適正かつ効率的な業務遂行を確保するための体制(内部統制システム)は次のとおりです。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (6) その他の当社並びにその親会社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (8) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員報酬

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会決議において年額1,000百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない)、監査等委員の報酬

限度額は、同定時株主総会決議において年額150百万円以内と定められています。各取締役(監査等委員を除く)への報酬の配分については取締役会に、各監査等委員への報酬の配分については監査等委員の協議に一任しています。報酬額の明細は次のとおりです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	百万円			対象となる役員の員数(人)
	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	353	203	149	8
社外取締役 (監査等委員を除く)	12	12	—	1
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	50	28	21	1
社外取締役 (監査等委員)	24	24	—	3

注:使用人分の給与はありません。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	百万円		報酬等の総額
		報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	賞与	
小郷 三朗	取締役	72	54	126

コーポレート・ガバナンスに関する詳細情報は当社ウェブサイトをご覧ください。